

## 寸又溪谷保全協力金 Q & A

Q 協力金は誰が何のために集めるのですか。

A 寸又溪谷の環境保全、寸又溪谷への来訪者の安全対策、受入環境の向上を図るために町が徴収します。

Q 遊歩道利用者は必ず協力金を出さないとダメですか。

A 協力金は任意となりますので、協力金がなくても遊歩道を通行することは可能ですが、趣旨を理解していただき、より多くの方に協力が得られることを目指していきます。

Q 協力金一人500円に決めた根拠は何ですか。

A 以前行ったアンケート結果を参考に、理解が得られる金額を総合的に判断し、500円としました。

Q 協力金は一人500円だが、それより多かたり少なくても良いですか。

A 任意の協力金なので問題ありませんが、原則500円を周知していきます。

Q 子どもや障がい者も協力金の徴収を求められますか。

A 協力金は任意となりますので、ご自身やご家族で判断いただければ大丈夫です。

Q 団体バスツアーの来訪者の対応はどうか。

A 団体バスツアーのお客さんも協力金の徴収方法は変わりませんので、個々のお客様の判断でご協力をお願いすることになります。

Q 外国人観光客への周知はどうか。

A 協力金の趣旨などを記載した多言語の看板やチラシを作成し、周知を図ります。

Q 強制力のある入場料でなく、なぜ協力金なのか。

A 条例により強制力のある入場料とした場合、全員から漏れなく徴収する体制をとる必要があり、人間的にも経費的にも体制の確保が難しいと判断しました。ひとまず協力金として開始し、今後、関係者と検討していきます。

Q 遊歩道の通行時間はどうか。

A 通常は午前7時から午後5時（最終入場：午後4時）。

夏季（7～8月）：午前6時30分から午後6時まで（最終入場：午後5時）。

冬季（12～2月）：午前8時から午後5時まで（最終入場：午後4時）。

\*上記以外の通行を希望する登山客は、寸又峡美女づくりの湯観光事業協同組合に事前申込し、個別対応します。

Q 協力金の収支決算は公開されますか。

A 町の一般会計の決算でも確認できますが、協力金の額や充当事業は町ホームページで公表します。

Q 保全協力金はどのように保管され、何に使われるか。

A 町の歳入として扱い、事業選定委員会で決定した事業に充当され、余剰は基金として積立てします。